

熊本県豚熱ワクチン接種実施要領

制定 令和8年（2026年）3月31日

熊本県（以下「県」という。）の豚熱ワクチン（以下「ワクチン」という。）接種に係る実施要領を次のように定める。

第1章 総則

（目的）

第1条 本要領は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第3条の2第1項に基づく「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「指針」という。）」に規定されたワクチン接種並びに法第50条に基づくワクチン使用許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

（1）知事認定獣医師

指針に規定された熊本県知事が認定する獣医師（獣医師の属する団体を含む。）

（2）認定農場

指針に規定された熊本県知事が認定する農場

（3）飼養衛生管理基準

法第12条の3において規定された家畜の所有者が遵守すべき基準

（4）飼養衛生管理者

法第12条の3の2第1項に規定された飼養衛生管理者

（5）登録飼養衛生管理者

指針に規定された熊本県知事が登録する飼養衛生管理者

（6）家畜防疫員

法第53条第3項の規定により知事が任命した職員（獣医師に限る）

第2章 知事認定獣医師

（認定の要件）

第3条 ワクチンの接種を行う獣医師の認定は、熊本県知事が行う。

2 前項の認定は、次に掲げる要件を満たすと判断した場合に行うものとする。

（1）適時性

ア 定期的に農場に立入する等、家畜防疫員と同等以上に適時ワクチン接種を行うことができると認められること。

イ 指針に基づく豚熱ワクチン接種票（以下「接種票」という。）を交付する場合、農場における接種頻度が適切なものとなるよう、指針の留意事項16に基づく対応を行うことができると認められること。

(2) 適切性

ア 県が行う講習会への参加等を通じて、ワクチン接種に必要な知識を習得していると認められること。

イ 家畜保健衛生所（以下「家保」という。）と緊密な連携が取れること。

ウ 接種票を交付する場合、農場における接種が適切なものとなるよう、指針留意事項16に基づく対応を適切に行うことができることかできると認められるとともに、飼養衛生管理の指導を適切に実施できること。

(3) その他

ア ワクチン接種のために農場を出入りする際は、飼養衛生管理基準を遵守するとともに、病原体による農場間や、と畜場を含む畜産関係施設又は農場における交差汚染防止対策に留意すること。

イ 農場の飼養衛生管理基準の問題点等を確認した場合には、当該農場に対して、その旨を指摘し、改善点等の指示及び指導を行うこと。

（認定のための申請）

第4条 飼育動物診療施設（以下「診療施設」という。）の代表者は、熊本県知事認定獣医師認定申請書（別記様式1）に必要事項を記入の上、その他の必要な書類を添付し申請すること。

2 前項に係る申請先は、原則、以下のとおりとする。

(1) 診療施設が県内にある場合

診療施設を管轄する家畜保健衛生所長（以下「家保長」とする。）

(2) 診療施設が県外にある場合

ワクチン接種契約を締結する農場を管轄する家保長

3 接種対象農場が複数の家保の管轄となっている場合には、当該家保に相談の上、提出先を確認すること。

（認定の審査・知事認定獣医師名簿への登録）

第5条 家保長は、前条の申請を受理した場合は、申請のあった獣医師ごとに第3条第2項の要件を確認し、知事認定獣医師名簿を添えて、熊本県農林水産部生産経営局畜産課長（以下「畜産課長」という。）へ副申する。なお、知事認定獣医師名簿の内容は以下のとおりとする。

(1) 認定番号、認定年月日

(2) 住所地名及び氏名

(3) 診療施設の所在地及び診療施設名

(4) 接種を行う農場の所在地及び名称並びに認定農場の場合は農場の認定番号

- 2 畜産課長は、前項で副申された内容について、第3条第2項の要件により審査し、審査の結果、認定する場合は知事認定獣医師名簿へ登録する。

(審査結果の通知)

第6条 畜産課長は、前条の審査の結果、認定した場合は、申請のあった家保を通じて、当該申請者に対して認定証（別記様式2）を交付する。

- 2 審査の結果、認定しない場合は、当該申請者に対して熊本県知事認定獣医師不認定通知書（別記様式3）により通知する。

(ワクチン接種票の交付)

第7条 知事認定獣医師は、登録飼養衛生管理者にワクチン接種の指示を行う場合は、診察を行った上で接種票を交付すること。

- 2 知事認定獣医師は、前項における診察のために認定農場を訪問する機会等において、作業手順書及び接種票に従って登録飼養衛生管理者が適切にワクチン接種を実施していることを監督するとともに、認定農場のワクチン管理体制に係る要件の遵守状況を確認し、登録飼養衛生管理者が指示に違反したとき又は認定農場が要件に違反したときは、県に報告しなければならない。

第3章 登録飼養衛生管理者

(登録の要件)

第8条 ワクチンの接種を行う飼養衛生管理者の登録は、熊本県知事が行う。

- 2 前項の登録は、次に掲げる要件を満たすと判断した場合に行うものとする。

(1) 適時性

家畜防疫員及び知事認定獣医師と同等以上に適時にワクチン接種を行うことができることと認められること。

(2) 適切性

ア ワクチンの接種に必要な知識及び技術を習得及び維持していると認められること。

イ 家保との連携及び家畜防疫員又は知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、その指示及び指導に従うことができること。

(研修会の開催)

第9条 県は、新たに登録飼養衛生管理者になろうとする者に対してワクチン接種を適切に実施するために必要な知識及び技術の習得並びに向上を図るため研修会を開催する。当該研修会は原則として毎年第1四半期に開催し、開催方法は対面あるいはオンライン研修等とする。

- 2 県は、登録飼養衛生管理者名簿に登録されている者に対して、毎年1回以上のフォローアップ研修会を開催し、登録飼養衛生管理者が必要な知識及び技術の維持並びに向上を図るものとする。当該研修会は、原則オンライン研修又は資料の配布により実施する。ただし、家保長が必要と判断した場合に

は、対面で実施するものとする。

(研修会の内容)

第10条 県は、研修会の内容の作成及び実施に当たっては、豚についての専門的な知識及び技術を有する獣医師関係団体と連携かつ協力し、特にワクチンの接種技術の事項について研修会の対象者（以下「受講者」という。）が必要な知識及び技術を習得し向上できるよう内容を充実させるものとする。

2 課すべき研修の内容については、少なくとも次の事項を含めるものとする。

- (1) 知識（基礎）：家畜の飼養衛生管理、ワクチンの基礎知識
- (2) 知識（制度）：飼養衛生管理者によるワクチンの接種に係る制度
- (3) 接種技術：ワクチン接種の方法
- (4) その他、県が必要と認める事項

(研修会の受講)

第11条 登録飼養衛生管理者になろうとする者は、県が実施する研修会を受講しなければならない。なお、研修生が他都道府県が実施する研修会を受講し修了証の交付を受けており、かつ、研修事項について十分習熟していると判断した場合、資料等の提供による研修によって、前条の研修内容を修了したと認める。

2 登録飼養衛生管理者は、継続して登録を希望する場合は、毎年1回以上フォローアップ研修を受講しなければならない。

(研修会の受講申請・登録飼養衛生管理者名簿への登録申請)

第12条 前条第1項に規定する研修会の受講及び登録飼養衛生管理者名簿への登録を希望する飼養衛生管理者が所属する農場の代表者は、熊本県登録飼養衛生管理者研修会受講兼熊本県登録飼養衛生管理者名簿登録申請書（別記様式4）に必要な事項を記入の上、原則、当該農場を管轄する家保長へ申請する。

2 前条第2項に規定するフォローアップ研修を受講した登録飼養衛生管理者が所属する農場の代表者は、「登録飼養衛生管理者のためのフォローアップ研修会受講報告書（別記様式5）により、当該農場を管轄する家保長に受講報告を行う。

(修了証の交付)

第13条 家保長は、飼養衛生管理者が第12条第1項に規定する研修会の課程を修了した場合には、熊本県登録飼養衛生管理者研修会修了証（別記様式6）（以下「修了証」という。）を交付する。

(登録の審査・登録飼養衛生管理者名簿への登録)

第14条 家保長は、修了証の交付を受けた飼養衛生管理者ごとに、第8条第

2 項の要件を確認し、登録飼養衛生管理者名簿を添えて、畜産課長へ副申する。

なお、登録飼養衛生管理者名簿の内容は以下のとおりとする。

- (1) 修了番号、修了年月日
 - (2) 住所、氏名及び生年月日
 - (3) 県において従事する認定農場の所在地、名称及び認定番号
 - (4) 他都道府県での登録がある場合は、その認定農場名及び所在地
 - (5) 研修の最終受講日
- 2 畜産課長は前項で副申された内容について、第8条第2項の要件により審査する。

(審査結果の通知)

第15条 畜産課長は、前条の審査の結果を申請のあった家保を通じて、熊本県登録飼養衛生管理者名簿登録・不登録通知書（別記様式7）により、当該申請者へ通知する。

第4章 認定農場

(認定要件)

第16条 登録飼養衛生管理者がワクチンの接種を行う農場の認定は、熊本県知事が行う。

2 前項の認定は、次に掲げる要件を満たすと判断した場合に行うものとする。

(1) 飼養衛生管理基準の遵守

ア 飼養衛生管理基準を遵守している又は遵守に向けた体制が整っていること。

イ 家保と緊密な連携及び家畜防疫員又は知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、その指示及び指導に従うこと。

(2) ワクチン管理体制

ワクチンの適時適切な接種及び厳格な管理に係る、第20条に規定する作業手順書を作成し、指針に基づく認定農場が満たすべき要件等を遵守する体制となっていると認められること。

(3) その他

農場の認定基準及び防疫指針に従い接種していることを確認するために家保が実施する立入検査、知事認定獣医師が実施する接種指示及び飼養衛生管理基準遵守状況の確認に協力すること。

(認定の申請)

第17条 農場の認定申請を行う農場の代表者は、熊本県認定農場認定申請書（別記様式8）に必要事項を記入の上、原則、当該農場を管轄する家保長へ

申請すること。

(認定の審査・認定農場名簿への登録)

第18条 家保長は、前条の申請を受理した場合は、第16条第2項の要件を熊本県認定農場の要件確認書(別紙)により確認し、認定農場名簿を添えて、畜産課長へ副申する。なお、認定農場名簿の内容は以下のとおりとする。

- (1) 認定農場の所在地、名称及び認定番号
- (2) 代表者氏名
- (3) 認定年月日

2 畜産課長は前項で副申された内容について、第16条第2項の要件により審査する。

(審査結果の通知)

第19条 畜産課長は、前条の審査の結果を申請のあった家保を通じて、熊本県認定農場名簿認定・不認定通知書(別記様式9)により当該申請者へ通知する。

(作業手順書の作成)

第20条 農場の認定申請を行う農場の代表者は、作業手順書を作成し、農場に備え付けなければならない。

2 当該作業手順書の作成に当たっては、指針に基づき、次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 登録飼養衛生管理者の研修への参加に関すること。
- (2) ワクチン接種計画の作成及び提出の手続きに関すること。
- (3) ワクチンの管理(保管を含む)及び使用(接種を含む)に係る手順の詳細に関すること。
- (4) ワクチン接種豚台帳の作成、記録及び接種実績の報告の手続きに関すること。
- (5) ワクチンの必要数量等の管理に係る手順の詳細及び手続きに関すること。
- (6) その他知事が必要と認める事項。

第5章 ワクチンの使用許可

(所有権)

第21条 知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者(以下「接種者」という。)は、県が所有するワクチンを管理(保管を含む。以下同じ。)し、使用(接種を含む。以下同じ。)することができる。ただし、ワクチンの所有権は県から移転しない。

(使用許可の要件)

第22条 接種者に対するワクチンの使用許可は、熊本県知事が与えることとする。

2 前項の使用許可は、知事認定獣医師名簿に登録された知事認定獣医師又は認定農場名簿に登録された認定農場に所属する登録飼養衛生管理者であつて、次に掲げる要件を満たすと判断した場合に行うものとする。

(1) 知事認定獣医師

ア 申請に係る接種対象農場以外への接種又はワクチンの譲渡若しくは引渡しを行わないこと。

イ 使用予定期間を遵守すること。

ウ ワクチン接種時のマーキング及び接種豚等の移動に係る標識については、国の指針等に従うこと。

エ 接種に係る役務の提供の対価（人件費、技術料、資材費等を含む。）の設定について、農家に対して十分な説明を行うこと。

オ 指針留意事項27に基づき、ワクチン等の管理を適切に実施すること。

カ 接種の実施状況を第35条第1項の規定に基づき、県へ報告すること。

キ 法第52条の規定に基づき、県から報告を求められた際は、適宜適切に実施すること。

ク 熊本県手数料条例（平成12年3月23日条例第9号。以下同じ。）により別途定める額を県に納付すること。ただし、県が認める場合はその限りではない。

ケ ワクチン接種のために農場を出入りする際は、飼養衛生管理基準を遵守するとともに、病原体による農場間や、と畜場を含む畜産関係施設又は農場における交差汚染防止対策に留意すること。

コ 農場の飼養衛生管理基準の問題点等を確認した場合には、当該農場に対してその旨を指摘し、改善点等の指示及び指導を行うこと。

(2) 登録飼養衛生管理者

ア 次に掲げる事項を遵守していること。

(ア) 指針留意事項16に基づく家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示に従い、接種を実施すること。

(イ) 作業手順書に従うこと。

(ウ) 申請に係る接種対象農場以外への接種を行わないこと。

(エ) ワクチンの譲渡又は引渡しを行わないこと。

(オ) 接種票で指示されたワクチン接種の実施期間を遵守すること。

(カ) ワクチン接種時のマーキング及び接種豚等の移動に係る標識については、国の指針等に従うこと。

イ 指針留意事項27に基づき、ワクチン等の管理を適切に実施すること。

- ウ 接種の実施状況を第32条第1項の規定に基づき、県へ報告すること。
- エ 認定農場の飼養衛生管理者は法第52条の規定に基づき、県から報告を求められた際は、適宜適切に実施すること。
- オ 熊本県手数料条例により別途定める額を県に納付すること。ただし、県が認める場合はその限りではない。

(使用許可申請)

第23条 診療施設又は認定農場の代表者は、豚熱ワクチン使用許可申請書(別記様式10)に必要な事項を記入の上、申請すること。

2 前項に係る申請先は、原則、以下のとおりとする。

(1) 知事認定獣医師

ア 診療施設が県内にある場合
診療施設を管轄する家保長

イ 診療施設が県外にある場合
ワクチン接種契約を締結する農場を管轄する家保長

(2) 登録飼養衛生管理者

ワクチン接種を行う認定農場を管轄する家保長

(使用許可の審査)

第24条 家保長は、前条の申請を受理した場合は、第22条第2項の要件について確認し、畜産課長へ副申する。

2 畜産課長は前項で副申された内容について、第22条第2項の要件により審査する。

(審査結果の通知)

第25条 知事は、前条の審査の結果、許可する場合は、当該申請者に対して豚熱ワクチン使用許可指令書(別記様式11)を交付する。

2 審査の結果、許可しない場合は、当該申請者に対して豚熱ワクチン使用不許可指令書(別記様式12)により通知する。

(ワクチン接種票の手数料の納入)

第26条 ワクチンの使用許可を受けた者(以下、被許可者)は、家畜防疫員又は知事認定獣医師から接種票の交付を受けることができる。ただし、接種票の交付が適切に実施されるよう、認定農場の作業手順書において家畜防疫員又は知事認定獣医師の診察の頻度を明確にしなければならない。

2 被許可者が、家畜防疫員の接種票の交付を希望する場合には、以下の納入方法の違いにより、ワクチンを使用する予定月の、原則、前々月末の5営業日前から前月5営業日までに、第23条第2項に準ずる申請先へ申し出ること。

(1) 被許可者が納入通知書による納入を希望する場合

被許可者は、豚熱ワクチン接種票交付申出書（別記様式13-1）に必要事項を記入し、県は、豚熱ワクチン接種票交付申出書の受付日から、原則、5営業日までに当該被許可者に対して納入額を通知すること。納入を通知された被許可者は、納入通知書の期限までに納入すること。

(2) 被許可者が現金による納入を希望する場合

被許可者は、豚熱ワクチン接種票交付申出・申請書（別記様式13-1）に必要事項を記入し、県は当該申請の受付日に被許可者から現金で収納し、被許可者に現金領収書を交付すること。

3 前項で納入する額は、熊本県手数料条例により別途定める。

（ワクチンの使用計画）

第27条 登録飼養衛生管理者が、家畜防疫員から接種票の交付を受ける場合には、豚熱ワクチン月間接種計画書（別記様式14）に必要事項を記入の上、ワクチンを使用する予定月の、原則、前月末の5営業日前から当月5営業日までに、第23条第2項に準ずる申請先へ提出すること。

2 被許可者（前項の登録飼養衛生管理者を除く。）は、豚熱ワクチン月間接種計画書（別記様式14）に必要事項を記入の上、原則としてワクチンの受渡しを希望する日の5営業日前までに、第23条第2項に準ずる提出先へ提出すること。

（ワクチン接種票の交付）

第28条 被許可者への接種票の交付手続きは次のとおりとする。

(1) 納入通知書により収納した場合

被許可者は、豚熱ワクチン接種票交付申請書（別記様式13-2）に必要事項を記入の上、納入した領収が確認できるものを添えて（県が入金を確認できている場合を除く。）、ワクチンを使用する予定月の、原則、前月末の5営業日前から当月5営業日までに、第23条第2項に準ずる申請先へ申請すること。また、県は、本申請に基づき、被許可者に接種票を交付すること。

(2) 現金により収納する場合

県は、第26条第2項の申請に基づき、被許可者に接種票を交付すること。

（ワクチンの受渡し）

第29条 被許可者へのワクチンの受渡日は、原則として、ワクチンを使用する予定月の前月末の5営業日前から当月5営業日までの間とする。

2 被許可者は、原則として豚熱ワクチン受渡申請書（別記様式15-1）に必要事項を記入の上、ワクチンの受渡しを希望する日の5営業日前までに、前回のワクチン交付手数料の領収が確認できるもの（県が入金を確認できて

- いる場合を除く。)、また、被許可者のうち認定農場の登録飼養衛生管理者にあつては、接種票(提出用写)(家畜防疫員が接種票の交付を行った場合を除く。)を添えて、第23条第2項に準ずる提出先へ提出すること。
- 3 家保長は前項で受領した書類と第27条で受領した豚熱ワクチン月間接種計画書を確認し、被許可者へワクチンを受渡す。
 - 4 受渡場所は、原則、家保とし、配送等を行わない。ただし、ワクチンの受領を確実にできると家保長が認めた場合は、当該家保から、当該家保が接種票を交付している認定農場及び診療施設の被許可者に配送することができる。この場合、配送に係る費用は被許可者が負担することとする。
 - 5 被許可者は、第3項によりワクチンを受領した場合には、豚熱ワクチン受領書(別記様式15-2)を第23条第2項に準ずる提出先へ提出すること。

(ワクチンの使用等)

第30条 接種者は、ワクチンの用法用量及び使用上の注意に従い、適切に使用しなければならない。また、被許可者は、原則として毎月の接種に必要な量以上のワクチンを保管してはならない。

- 2 使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。
 - (1) 知事認定獣医師又は認定農場の登録飼養衛生管理者のいずれかが使用すること。ただし、認定農場においては知事認定獣医師と登録飼養衛生管理者の併用は可とするが、ワクチンの管理及び使用実績報告が適正に実施されるよう、作業手順書で責任者を明確にすること。
 - (2) ワクチンを接種する豚等の健康状態を確認した上でワクチンを使用すること。
 - (3) 被許可者及び登録飼養衛生管理者は、接種対象豚等の全てについて、誕生日、生産農場、導入日、出荷日、出荷先及びワクチンの接種歴を記録しなければならない。
 - (4) 前号について、家保長は、法第52条の規定に基づき、被許可者へ報告を求めることができる。この場合、被許可者は、家保長に対して必要な事項を報告しなければならない。
- 3 被許可者は、ワクチン接種に必要な資材等を自ら準備しなければならない。

(ワクチンの返却等)

第31条 被許可者は、未開封、使用済又は破損したワクチン瓶を適正に管理し、消毒その他の交差汚染防止対策を講じた上で、ワクチンを使用した月の原則として月末の5営業日前から翌月5営業日までの間に、家保に返却しなければならない。ただし、未開封のワクチンについて、使用予定日が明確であり、衛生上の事由等により家保長が返却を不要と認めた場合は、その限りでない。

- 2 ワクチンの返却場所は、原則として第23条第2項に準ずる。ただし、知事認定獣医師において、返却方法を配送又は画像の確認で代替できると家保長が認めた場合はこの限りではない。この場合、配送又は廃棄に係る費用は知事認定獣医師が負担すること。

(実績報告・ワクチン交付手数料の納入)

第32条 被許可者は、豚熱ワクチン接種実績報告書（豚熱ワクチン交付申請書）（別記様式16）に必要事項を記入の上、ワクチンを使用した月の、原則、月末の5営業日前から翌月5営業日までに、第23条第2項に準ずる提出先へ提出しなければならない。

- 2 被許可者が納入通知書による納入を希望する場合、県は、豚熱ワクチン接種実績報告書（豚熱ワクチン交付申請書）（別記様式17）の受付日から、原則、5営業日までに当該被許可者に対して納入額を通知すること。納入を通知された被許可者は、納入通知書の期限までに納入すること。
- 3 被許可者が現金による納入を希望する場合は、豚熱ワクチン接種実績報告書の提出日に納入すること。ただし、現金による納入先は、中央家畜保健衛生所、城南家畜保健衛生所及び天草家畜保健衛生所に限る。
- 4 前2項で通知する納入する額は、熊本県手数料条例により別途定める。

第6章 認定等の変更・取消等

(認定等の辞退・休止・再開)

第33条 第5条に規定する知事認定獣医師の認定、第14条に規定する飼養衛生管理者の登録、第18条に規定する農場の認定及び第25条に規定するワクチンの使用許可（以下「認定等」という。）を辞退、休止又は再開しようとするときは、農場又は診療施設の代表者は、豚熱ワクチン接種に係る認定等辞退（休止・再開）届（別記様式17）を、第4条、第12条、第17条及び第23条による申請を行った家保長に提出するものとする。なお、辞退する場合は、認定証、修了証又は指令書を添付するものとする。

(登録事項の変更)

第34条 知事認定獣医師、登録飼養衛生管理者、認定農場の登録事項又はワクチンの使用許可事項に変更が生じたときは、農場又は診療施設の代表者は、豚熱ワクチン接種に係る認定等事項変更届出書（別記様式18）に必要事項を記入の上、原則、各申請を行った家保長へ提出しなければならない。ただし、第14条第1項第4号及び5号、並びに第18条第1項第3号の規定に係る事項の変更については当該届出を要しない。

- 2 家保長は、前項により受理した場合は、修正した名簿を添えて、畜産課長へ進達する。

- 3 家保長は、適宜、農場及び診療施設に対して登録又は許可事項内容の確認を行い、変更が確認された場合は速やかに農場又は診療施設の代表者に第1項の手続きを求めること。

(許可証等の書き換え・再交付)

第35条 第6条により交付された認定証及び第13条により交付された修了証(以下この条において「認定証等」という。)の記載内容に変更を生じた場合又は許可証等を棄損又は失ったときは、農場又は診療施設の代表者は、豚熱ワクチン接種に係る認定証等書換え交付(再交付)申請書(別記様式19)により、許可証等の書換え交付又は再交付を申請することができる。

- 2 前項の申請は、原則、各申請を行った家保長へ提出するものとする。
- 3 前項の申請を受けた家保長は、変更内容等を確認した上で、許可証等を書換え交付又は再交付するものとする。

(認定等の取消)

第36条 県は、知事認定獣医師、登録飼養衛生管理者又は認定農場が次に掲げるいずれかに該当する場合は、認定等を取り消すことができる。

- (1) 第3条第2項、第8条第2項、第16条第2項又は第22条第2項に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 不正な手段により認定等をうけたことが判明したとき。
- (3) 認定等を受けた者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたことが確認されたとき
- (4) 罰金以上の刑に処せられたとき等、登録名簿から除外すべきであると県が判断したとき。
- (5) 第11条に規定するフォローアップ研修を年1回以上受講しなかったとき。
- (6) その他、県が認定等の取消しを必要と認めたとき。

2 前項により取消しを行う場合は、畜産課長は対象となる者又は農場の代表者に対して、取り消された事項に応じて熊本県知事認定獣医師の認定取消通知書(別記様式20-1)、熊本県登録飼養衛生管理者名簿除外通知書(別記様式20-2)、熊本県認定農場取消通知書(別記様式20-3)、ワクチン使用許可の取消通知書(別記様式20-4)により通知する。

3 認定等が取り消された場合、対象者は取り消された事項に応じて県へ認定証又は指令書を返納しなければならない。

第7章 その他

第37条 県は、第29条で被許可者に受け渡した後に生じたワクチンの亡失、毀損等の損失等については、被許可者の瑕疵が明らかな場合には、被許可者に対して損害を請求することができる。なお、被許可者の瑕疵の有無を

判断するため必要があるときは、家保長は被許可者に対し亡失、毀損等が生じた経緯について報告を求めることができる。

第38条 知事認定獣医師、登録飼養衛生管理者及び認定農場は、本要領の他、関係法令及び指針に定める事項を遵守しなければならない。

2 知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者によるワクチンの接種により生じた接種豚等の事故については、法第58条の規定による手当金の対象とはならない。また、接種者自身の事故についても、団体補償等の保険対応外である。このため、生じた事故に対する賠償の責は、知事認定獣医師、登録飼養衛生管理者又は認定農場が負うものとする。

3 県は、知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者の業務上の事故等について、一切の責を負わないものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和8（2026）年4月1日から施行する。

(廃止要領)

第2条 「熊本県豚熱ワクチン接種に係る知事認定獣医師の認定要領」（制定令和5年（2023）年9月8日、令和6（2024）年3月22日一部改正）、「熊本県豚熱ワクチン接種に係る登録飼養衛生管理者の登録要領」（制定令和5年（2023）年9月8日、令和6（2024）年3月22日一部改正）、「熊本県豚熱ワクチン接種に係る認定農場の認定要領」（制定令和5年（2023）年9月8日、令和6（2024）年3月22日一部改正）及び「熊本県豚熱ワクチン使用許可要領」（制定令和5年（2023）年9月8日、令和6（2024）年3月22日一部改正）は、本要領の施行をもって廃止とする。

(移行期間)

第3条 第26条及び第32条に規定する手数料の納付については、令和8年4月1日から令和8年6月30日までを移行期間とし、この期間中は従前の方法に基づく手数料の納付も認める。

(経過措置)

第4条 本要領の施行日前に交付された次に掲げる事項は、本要領の施行により適用しないものとし、それ以外の事項は本要領および別段の定めがある場合を除き継続して有効とする。

(1) 熊本県豚熱ワクチン接種に係る登録飼養衛生管理者の登録要領」（制定令和5年（2023）年9月8日）に基づき交付された熊本県登録飼養衛生管理者研修会修了証（別記様式2）に係る有効期限

- (2) 「熊本県豚熱ワクチン使用許可要領」（制定令和5年（2023）年9月8日）に基づき交付された豚熱使用許可証（別記様式2）に係る許可期限